

○蓮田市キャッシュレス決済サービス提供業務に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	資料名	項目		質問事項	回答
1	実施要領	9	企画提案書等の提出（手順③）	見積書等の捺印・割印について、共同事業者を含めた各社の見積書を代表事業者がまとめて捺印をして進める想定です。 問題がございましたらご指摘ください。	共同提案の場合における見積書等の捺印・割印について、次の①、②のいずれかであれば可とします。 ①共同事業者を含めた各社の見積書を代表事業者がまとめて捺印する。 ②各見積書を担当の事業者が捺印する。
2	実施要領	9	企画提案書等の提出（手順③）	御見積書には、金額だけでなく内訳も記載されている為、見積書と内訳書を分けずに1枚のご提出で問題ないでしょうか。	見積書と内訳書を分けずにご提出いただくことに問題はございません。ただし、内訳については、どの内容が導入経費又は運用経費等に該当するかわかるよう記載し、それぞれの経費の小計を明記いただきますようお願いします。
3	実施要領	5	契約上限額	総額940,000円（消費税込み） キャッシュレス決済端末をレンタルで提供できますがご提案は可能でしょうか？または買取のみでしょうか？	キャッシュレス決済端末につきましては、買取のみでご提案いただきますようお願いします。
4	実施要領	10	プレゼンテーション審査（手順④）	人数 現地訪問者とは別にWEBでの参加は可能でしょうか？パソコン環境、スピーカーマイクは持参致します。	プレゼンテーションは現地で行っていただきます。現地訪問者にて通信環境等をご準備いただいた場合のみ、一部参加者のWEBによるリモート参加を可とします。 ただし、実施要領のとおり、1提案者はリモート参加者を含めて6名以内とし、事業所の職員でない者の参加は認めません。 また、プレゼンテーション当日にご記入いただく参加者名簿には、リモート参加者を含む参加者全員の氏名、事業者名等をご記入ください。